



建物滅失登記とは、
 建物を取り壊したとき、或いは焼失・流失したときに法務局の当該建物の登記記録を閉鎖するための登記です。
 また不動産登記法では、建物が滅失したとき建物の所有者は、滅失の日から1か月以内に滅失登記を申請しなければならないと義務付けられています。(不動産登記法第57条)

1. 登記の流れ

取り壊した建物や敷地の登記記録および地図・図面等を調べます

現地調査を行います

登記申請書を作製し、添付資料とともに法務局に建物滅失登記の申請をします。

登記が完了すると「登記完了証」が交付され、滅失登記が完了します。

2. 添付書類

書類名称	必要なとき	具体例
滅失証明書	全て	<input type="checkbox"/> 建物滅失証明書 <input type="checkbox"/> 工事会社の代表者事項証明書又は登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 代表者の印鑑証明書 作成後3か月以内のものでなくてよい
代理権限証書	土地家屋調査士が代理申請するとき	<input type="checkbox"/> 委任状 法人の場合には資格証明書も必要
代表者の資格証明書	申請人が法人であるとき	<input type="checkbox"/> 代表者事項証明書(法務局) <input type="checkbox"/> 登記事項証明書(法務局) 作成後3か月以内のもの 申請する法務局が同一のとき省略できる
承諾書	抵当権が登記されているとき	<input type="checkbox"/> 抵当権者である銀行の承諾書
不動産調査報告書	全て	<input type="checkbox"/> 不動産調査報告書(土地家屋調査士作成)